

# 短期入所生活介護(ショートステイ)

---

## ショートステイとは？

短期入所生活介護（ショートステイ）とは、利用者が可能な限り自己の生活している居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、利用者に短期間入所してもらい、入浴、排泄、食事などの介護や日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

## ショートステイの対象者とは？

短期入所生活介護（ショートステイ）の対象者は要介護の認定を受けている方であり、利用者の心身の状況や病状が悪い場合、介護者である家族の疾病、冠婚葬祭、出張や介護者である家族の身体的・精神的負担の軽減などが条件となります。なお、要支援者の方は、「介護予防短期入所生活介護」のサービスが受けられます。

## ショートステイ利用方法

介護保険対象の短期入所生活介護（ショートステイ）を利用するには、要支援の場合は、地域包括支援センターへ依頼し介護予防ケアプランを作成してもらいます。要介護の場合は、担当のケアマネジャーへ依頼しケアプランを作成してもらいます。ただし急用や4日未満の短期入所の場合は、ケアプランなしでも利用することが可能です。

## 事業概要

利用定員 20名（全室個室）

## 事業内容

短期入所生活介護（ショートステイ）では、自宅で介護を受けている人に数日だけ施設に入所してもらい、食事・入浴・排泄の介助やレクリエーション、機能訓練などのサービスを提供します。10名という少数の入所者様を1つのグループとし、ご自宅に近い環境にて介護サービスを提供いたします。